# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	中国残留邦人等生活支援に関する事務書	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、中国残留邦人等生活支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

岡崎市長

#### 公表日

令和5年4月1日

#### 関連情報

援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施並びに費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務実施において使用する。  ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その審査又はその申請に対する応答に関する事務	_I 関連情報	
中国発電的人等の中語の標面の促進並びに大は中間した中国英電的、決更が特定を用係で自立の支 関係する法律で中語の年齢の影のでは、日本を実施付益がにと関係も実施を力きがあった。 の選及な接触をの検収に関する事務を行う。特定を開発を表しましたで展別です。 (2)支援給付並びに記偶者支援金の支給の実施に関する事務 (2)支援給付並びに記偶者支援金の支給の実施に関する事務 (2)支援給付かはびに記偶者支援金の関始さしては変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審 定又はその申請、する必要に関する事務 (3)機能による支援給付の開かびは要更に関する事務 (4)支援給付の権力の場合、日本の影力自立給付金の支給の申請の受理、その申請に対す (4)支援給利の停止の場合、自力の影力自立給付金の支給の申請の受理、その申請に対す (5)支援を提議があら寒の等、1項の差学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に対す (4)支援を選送系の終の等、1項の差学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に対す (5)支援を選送系の終の等、1項の差学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に対す (5)支援を選送系の多の保護に要する費用の返還に関する事務 (3)生活を護法系の終のの保護に要する費用の返還に関する事務 (3)生活を護法系の条の保護に要する費用の返還に関する事務 (3)生活を護法系の条の保護に要する費用の返還に関する事務 (3)生活を護法系の条の保護に要する費用の返還に関する事務 (3)生活を護法系の条の保護に要する費用の返還に関する事務 (3)生活を護法系の条の保護に要する費用の返還に関する事務 (4) 生産を関システム (4) 中間サーバーコネクタ(団体内轄合資名管理システム) (3) カード (1) サーバーコネクタ(団体内轄合資名管理システム) (4) 生産を関連システム (4) 生産を関連システム (4) 生産を関連システム (4) 中間大部を関連システム (4) 中間大部を関連システム (4) 中間大部を関連システム (4) 中間大部を関連しまするとは、10 大部を関連しまする法律第27号。以 「大部を関連しない。 (1) 実施の利用 (1) 実施の利用 (1) 実施の利用 (1) 実施の利用 (1) 実施の利 (1) 実施の利用 (1) 実施の開か、11 に、120 (1) の利用を関連対象を第6号 別素第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120 の利用と第19条第8号 別素第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120 の利用と第19条第8号 別素第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120 の用の関連対象を10 に対する対象を10 に対する対象を10 に対する12	1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
接属師する法律(平成6年) による支援給付金がに配信者支援金の支給の実施にがに受用 の返還又は微敗金の教唆に関する事務(一元を借入では、以下の事務実施において使用 する。 ①支援給付金がに配信者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援給付金がに配信者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援給付金がに配信者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援総付金の対し配信の第2を指する事務 ②支援総付金の対して関連して関する事務 ③生生を提出が立ちたのは関する事務 ③生生を提出が立ちたのでは関する事務 ③生生を提出が主教 ③生生を提出が立ちたの事情に対象に関する事務 ③生生を提出が主教 ③生生を提出が主教 ③生生を提出が主教 ③生生を提出が主教 ③生生を提出が主教のの事情の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対象に関する事務 ③生活を提出が主教の実施しまり、事務 ④生生を提出が主教のの事情の受理、その申請に係る事実についての事者又はその申請に応参に関する事務 ③生活を提出を示めたの事情の受理を対象の申請の受理、その申請に係る事実についての事法と対象の事者又はその申請に応参に関する事務 ③生活を提出を示からの事情の返還に関する事務 ④生活を提出が示からの事情の返還に関する事務 ④生活を提出が示からの事情の返還に関する事務 ④生活を提出をディアム(生産機工業等) 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合策名管理システム) 3 中間サーバーコネクタ(団体内統合策名で表別の表別を関する事務) ②生活を提出をディアム(性理表本を管理システム) 5 規名を関システム(日本は表別を関するよの情報を関) 1 中国大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	①事務の名称	中国残留邦人等生活支援に関する事務
2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 死名管理システム 5 死名管理システム 6 住民配送・ステム(既存住民基本台帳システム) 7 介護保険システム 8 校外収入管理システム 9 庁内選携システム(データ選携基盤) 10 生活保護等版レセプト管理システム 9 庁内選携システム(データ選携基盤) 10 生活保護等版レセプト管理システム 1 中国残留邦人等支援給付情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 「で番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の63の項 4. 情報提供ホットワークシステムによる情報連携 「実施する ] (実施する ) (非報提供に係る根拠)番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 (情報提供に係る根拠)番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項 「17 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報] 5. 評価実施機関における担当部署 (福祉部地域福祉課 ②所属長の役職名 地域福祉課果  ②所属長の役職名 地域福祉課果  444-8601	②事務の概要	の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務実施において使用する。  ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施に関する事務 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
1 中国残留邦人等支援給付情報ファイル  3. 個人番号の利用  法令上の根拠  「で政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の63の項  4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  「実施の有無  「実施する ] (選択肢> 1) 実施しない。 3) 未定  【情報照会に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 【情報提供に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項項 [17_中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】  5. 評価実施機関における担当部署  ①部署  ①部署  ②所属長の役職名  地域福祉課長  6. 他の評価実施機関  7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  \$\$\frac{444-8601}{\$\frac{4}{4} \text{44-8601}}\$	③システムの名称	<ul> <li>2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</li> <li>3 中間サーバー</li> <li>4 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>5 宛名管理システム</li> <li>6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</li> <li>7 介護保険システム</li> <li>8 税外収入管理システム</li> <li>9 庁内連携システム(データ連携基盤)</li> </ul>
3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 特定個人情報ファイル名	
法令上の根拠	1 中国残留邦人等支援給付情	青報ファイル
法令上の根拠	3. 個人番号の利用	
(1)実施の有無       【情報照会に係る根拠】         (情報照会に係る根拠】       番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項         (情報提供に係る根拠】       番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項【17_中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】         5. 評価実施機関における担当部署       福祉部地域福祉課         ②所属長の役職名       地域福祉課長         6. 他の評価実施機関       地域福祉課長         7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求         444-8601	法令上の根拠	
①実施の有無       [ 実施する ]       1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定         【情報照会に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 【情報提供に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項 [17_中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】         5. 評価実施機関における担当部署 福祉部地域福祉課         ①所属長の役職名 地域福祉課長         6. 他の評価実施機関         7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求         444-8601	4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 【情報提供に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項 【17_中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】  5. 評価実施機関における担当部署	①実施の有無	[ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない
①部署       福祉部地域福祉課         ②所属長の役職名       地域福祉課長         6. 他の評価実施機関       ************************************	②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 【情報提供に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120 の項
②所属長の役職名       地域福祉課長         6. 他の評価実施機関         7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求         ままよ       444-8601	5. 評価実施機関における	担当部署
6. 他の評価実施機関  7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  444-8601	①部署	福祉部地域福祉課
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 444-8601	②所属長の役職名	地域福祉課長
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 444-8601	6. 他の評価実施機関	
<del>建立生</del> 444-8601		
言义 <del>先</del>	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
	請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先 型知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部地域福祉課(0564-23-6864)	連絡先	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和5年1月10日 時点					
2. 取扱者	<b>X</b>							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和5年1月10日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	5書 ]		<選択 1) 基礎 2) 基礎 3) 基礎	R肢> き項目評価書 き項目評価書及び き項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ţネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	R肢> □力を入れている ♪である 圓が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分3) 課題	ニカを入れている ♪である 凰が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	R肢> □力を入れている ♪である 圓が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	限技> ニカを入れている 汁である 風が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを	を通じた提供を除く。)	1	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	【肢> □力を入れている ♪である 圓が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	この接続		[ ]接続しない		]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分3) 課題	ニカを入れている }である <u>ほが残されている</u>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	(放 <i>&gt;</i> ニカを入れている }である 動が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去			. 333 15	104.			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	く選択 1) 特に 2) 十分 3) 課題	はた> ニカを入れている }である <u>ほが残されている</u>			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	 査		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分	『肢> □力を入れて行っっ ♪に行っている ♪に行っていない			

#### 変更簡所

変更箇	<b>听</b>				•
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I 関連情報 1、特定個 分 は ② 事務の概要	の自立の支援に関する法律(平成6年4月6日 法律第30号)」に基づき、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き場げることが できず引き続き本邦以外の地域に居住すること を余儀なぐされた中国残留邦人等及びそのよう な境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり 苦労を共にしてきた特定配偶者の永住帰国後 の生活について申請に基づき必要な自立を子 援を行っている。本事務では以下の業務を行っている。 ①生活に困窮している世帯の生活相談受付・支 援給付及び配偶者支援金申請の受理 (中略) ⑧扶養義務者の状況及び扶養能力の把握(戸 籍照会、扶養確認通知の党之) (部) (部) (部) (部) (部) (部) (部) (部	に関する事務を行う。 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務を行う。 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥生活保護法第63条の費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第7条第1項又は第78条第1項	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第63の項及び 主務省令第48条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1 項 別表第一の63の項 行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号。)第48条	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報の照会に係る根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の第87の項及 び主務省令第44条 【情報の提供に係る根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の第9、10、14、 16、24、26、70、87、108、116、120の項及び主 務省令第8、9、11、12、17、19、39、44、55条	【情報の照会に係る根拠】 番号利用法第19条第7号 別表第二の87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年内閣庁・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第44条 【情報の提供に係る根拠】 番号利用法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、53、70、87、108、116、120の項及び別表第二主務省令第8、9、11、12、14、17、19、27、39、44、55条、59条の2、59条の3 【17_中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5、評価実施機関における担 当の部署 ②所属長	福祉部生活福祉課 生活福祉課長 加藤 法保	福祉部地域福祉課 地域福祉課長 高橋 清孝	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 7、特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	岡崎市福祉部生活福祉課	岡崎市福祉部地域福祉課	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 8、特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	岡崎市福祉部生活福祉課	岡崎市福祉部地域福祉課	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成29年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 2、特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施並びに費用の返還又は微収金の徴収に関する事務を行う。 ②支援給付並びに配偶者支援金の財始者しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務を行う。 ④支援給付の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。	給の実施並びに費用の返還又は徴収金の徴収 に関する事務を行う。特定個人情報ファイル は、以下の事務実施において使用する。 ①支援給付並びに配偶者支援金の支給の実施 に関する事務 ②支援給付並びに配偶者支援金の開始若しく は変更の申請の受理、その申請に係る事実に ついての審査 する事務 ③職権による支援給付の開始又は変更に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の 求めに限関する事務等 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給 付金の支給の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の5第1項の進学準備給 事情に対する応答に関する事務 ⑦生活保護法第55条の5第1項の進学準備給 申請に対する応答に関する事務 ⑦生活保護法第55条の5第1項の進学準備給 申請に対するを応答に関する事務 ②生活保護法第55条の申請に応答に関する 多書務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返 還に関する事務	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5、評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長 高橋 清孝	地域福祉課長	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)		目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用		目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用されるリスクへの対 策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託		委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転、委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は 十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続		目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの 対策は十分か [十分である]	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査		実施の有無 [〇]自己点検 [〇]内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発		従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和2年3月24日時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2、対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和2年3月24日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第7号 別表第2の87の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第44条 【情報提供に係る根拠】 ・ 指表第19条第7号 別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 ・ 別表第2主務省令第8、9、11、12、13、14、17、19、27、39、44、55、59条の2、59条の3 【17 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	【情報照会に係る根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第44条 【情報提供に係る根拠】 ・ (情報提供に係る根拠】・ (情報と言う)第4第一段の第4条第8号、11、12、13、14、17、19、27、39、44、55、59条の2、59条の3【17」中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報】	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の63の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第48条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1 項 別表第1の63の項	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の87の項 で		事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年3月24日時点	令和4年1月25日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年1月25日時点	令和5年1月10日時点	事後	